## 東京都

## 基礎情報

【人口】13,515,271 人 【世帯】6,701,122 世帯(平成 27 年国勢調査より(総務省)) 【母子・父子世帯数】

母子世帯 159,500 世帯、父子世帯 19,500 世帯 (平成 27 年 3 月時点) (東京都ひとり親家庭自立支援計画(第 3 期)より)

#### 概要

- ○東京都での面会交流支援事業は、東京都から一般財団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会(以下、「同協議会」)に委託して行われている。「同協議会」が運営する東京都ひとり親家庭支援センターはあと(以下「はあと」)で生活相談、養育費相談、就業相談等の各種相談受付を行っているが、面会交流支援は高度な専門性を要することから、一般財団法人東京都ひとり親家庭協議会から公益社団法人家庭問題情報センター(以下「FPIC」)へ再委託し、事業を実施している。
- ○東京都のひとり親相談、支援の窓口は「はあと」へ一元化していることから、東京都から「FPIC」への委託では無く、「同協議会」から「FPIC」への再委託の体制を取っている。

## 【事業背景】

東京都では、平成24年4月1日の民法改正に伴い、「父又は母と子との面会及びその他の交流」が明記されたことを受け、平成24年5月7日より面会交流支援事業を実施している。

### (1) 専門機関を活用した面会交流支援事業の実施

### ①面会交流支援事業の実施体制

東京都は、面会交流支援事業について、一般財団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会(以下、「同協議会」)に事業を委託している。

申込受付は、「同協議会」が運営する東京都ひとり親家庭支援センター(以下「はあと」)で 行われており、実際の面会交流実施の支援は、「同協議会」から専門機関である公益社団法人家 庭問題情報センター(以下「FPIC」) に再委託されている。

面会交流自体は法律に関する知識だけでなく、困難ケースの場合、父母間の折衝や子供の引き渡し等、高度なノウハウと専門性が必要とされる分野であるため、委託先については慎重に審査を重ねた。「FPIC」を再委託先として選定した理由は、家庭紛争の調整や非行少年の指導に携わってきた元家庭裁判所調査官から主に構成され、面会交流に関する経験と専門知識、技法を有するとともに、面会交流支援に関する実績と十分な体制が確保されていると判断したためである。

東京都から「FPIC」への委託では無く、「同協議会」からの再委託の体制とした理由は、東京都のひとり親相談、支援の窓口は「はあと」であり、相談時の事務手続きや各種事業の広報、周知面を一元化するよう考慮した結果である。

## 東京都の面会交流支援事業の利用方法 (1/2)

#### 東京都の面会交流支援事業の利用方法

#### 1 受付窓口

東京都ひとり親家庭支援センター「はあと」

☎ 03-5261-1278 (年末年始を除く毎日)

※9時から16時30分まで(養育費相談電話と同じです)

#### 2 支援対象者

### 〇中学生までの子供のいる方

## 〇子供と同居されている親については、都内に住所を有すること

子供と同居されていない親については、必ずしも都内に住所を有することは要しませんが、本交流支援事業において、都内で行う面談や実際の交流に来ていただくことができることが必要です。

### 〇子供と同居されている親、同居されていない親双方が以下の条件を満たすこと

- 父と母のいずれかが児童扶養手当受給相当の所得水準であり、児童扶養手当 受給相当の所得水準でないいずれかの父・母は、児童育成手当相当の所得水準 であること。
- 双方に面会交流を実施する旨の合意がされていること。
- 〇子供の連れ去り、配偶者暴力などのおそれがある場合は対象となりません。
- 〇過去に本事業の対象となった方は再度の申込はできません。
  - ※面会交流の頻度は、原則1か月に1回までとし、申込日より1年間は、何度で も面会交流の支援を受けられます。

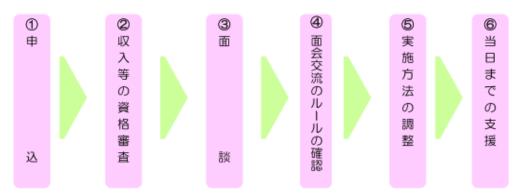
## 3 費 用 等

面会交流の支援を受ける費用は無料です。

※事前相談や面会交流に要する交通費や、面会交流にかかる費用など、実費相当について は、御自身で御負担いただきます。

### 東京都の面会交流支援事業の利用方法 (2/2)

#### 4 支援の流れ



- ① 面会交流支援の申し込みは、お子さんと同居されている親、同居されていない 親のいずれからも可能です。
- ② 児童扶養手当または児童育成手当受給相当の年収があるか等の資格審査を行い ます。
- ③ それぞれの親ごとに、面談により状況の聞き取りを行います。
- ④ 面会交流継続のための父母の協力や子供を板挟みにしないこと等、面会交流の ルールを確認します。
- ⑤ 面会交流の日時や場所など、実施方法を調整します。
- ⑥ 連絡調整や受渡し、付き添いなど、当日まで支援を行います。

#### 5 必要な書類

## 〇お子さんと同居されている親

都内に住所を有し、児童扶養手当または児童育成手当受給資格相当の収入であることがわかる書類

## 〇お子さんと同居されていない親

- ・児童扶養手当または児童育成手当受給資格相当の収入であることがわかる書類
- ※ 収入については、児童扶養手当受給証、児童育成手当受給証、課税証明書、確定申告書、源泉徴収票等により確認します。

出典) 東京都福祉保健局少子社会対策部 育成支援課 ひとり親福祉担当「東京都面会交流事業のご案内」

#### ②支援対象

面会交流支援の対象は、以下 i~viのとおりである。

- i 中学生までの子どもがいる
- ii 子どもと同居している親が都内に住所を有している
- iii 父と母いずれかが児童扶養手当支給相当の所得水準であり、児童扶養手当受給相当の 所得水準でないいずれかの父・母は、児童育成手当相当の所得水準であること

- iv 過去に本事業を利用していないこと
- v 子どもの連れ去り、配偶者暴力などの恐れがないこと
- vi 父と母の双方が「東京都の面会交流支援を受け、面会を行う」との合意がされている こと

出典)東京都ひとり親家庭支援センターはあと資料「『面会交流支援事業』を利用される父母へのご案内」より作成

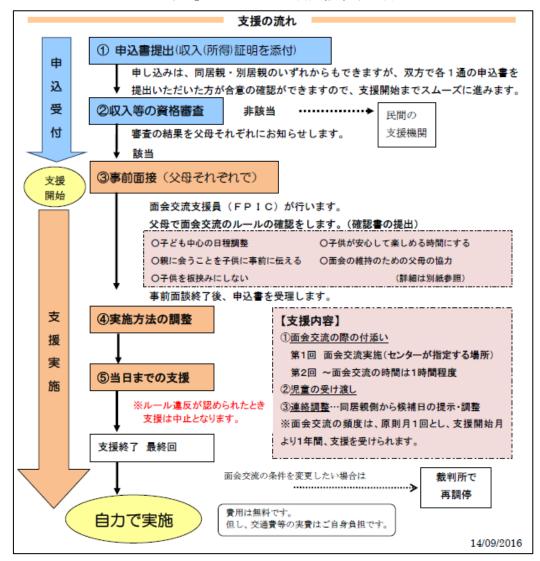
## ③面会交流支援までの流れ

「はあと」における面会交流支援の相談受付は、生活相談を担当している相談員 2 名(常勤)が行っている。相談員の主要な資格は産業カウンセラー、キャリアコンサルタントなどで、相談業務を 3 年以上行ったことがある者を雇用している。

「はあと」での相談受付から「FPIC」が実施する支援の流れは、以下の図に示すとおりである。まず、「はあと」で支援申込の受付を行い、収入等の資格審査を行う。申込には支援要件を満たし、かつ監護親(子どもと同居している親)、非監護親(離れて暮らしている親)双方で面会交流を行う合意がなされていること、双方からの申込書と収入証明の提出が必要である。

受付した申込書は「はあと」から「FPIC」へ回付され、「FPIC」の面会交流支援員が監護親、非監護親それぞれに対して、「はあと」内の相談室で事前面接を行い、面会交流の規則を確認する。監護親、非監護親双方から確認書が提出された後、正式に申込書を受理し、支援開始となる。

「はあと」による面会交流支援事業の流れ



出典)東京都ひとり親家庭支援センターはあと資料「『面会交流支援事業』を利用される父母 へのご案内」

### 4面会交流のルール

実際に面会交流を行うにあたり、「はあと」は下記のルールを定めている。

- ・子供中心に日程調整する。
- i 候補日は、子供の都合や健康状態が分かる監護親(同居している親)の方から複数日を提示していただきます。
- ii 月1回実施の場合は、日程を決めた後の変更または振替えはしません。
- iii 次回の日程は、面会後に決めて帰るか、監護親に期限を切って候補日を提示していた だきます。
- ・誰に会うかを子供に事前に伝える。
- i 面会者は別居親に限ります。
- ii 面会の目的は、子供が離れて暮らす親の存在を知り、実像を自分の目で確かめ、親子

の絆を強めることです。監護親は子供に別居親と会うことをあらかじめ伝えてください。

iii 面会する親は、子供に無理強いしてまで「親」(お父さん・お母さん・パパ・ママなど) と呼ばせないでください。

### ・子供を板ばさみにしない。

- i 子供は父母両方に愛され、認められたいと思っています。 他方の親の悪口を決して言わないでください。
- ii 子供にタブーをもたせたり、内緒話や事前の相談のない約束をしないでください。
- iii プレゼントは、誕生日、クリスマスなどに限ります。必ず、事前に支援員に相談してください。
- iv 監護親の同席は、面会交流支援員が要請または認めたときに限ります。

# ・面会を子供が安心して楽しめる時間にする。

- i 質問や問いかけは、緊張している子供には尋問と感じられます。笑顔で、遊びに徹し、 子供から自然に話しかけるのを待って、聴き役に徹します。
- ii 子供が嫌がらなければ、数枚の写真撮影は差し支えありませんが、面会交流中の写真、 その他の情報を公表したり、裁判等に利用しないでください。
- iii 録音・録画は禁止です。子供が自由にのびのびとふるまえなくなるためです。
- iv 面会中、子供に外部との通信をさせることはできません。
- v 面会中は禁煙です。飲酒や薬物を使用しての面会は厳禁です。
- vi 面会日以外に、直接子供を訪ねたり、連絡をしないでください。
- vii 人や物に対する暴力・暴言・威圧、連れ去りや連れ去り企図があった場合は、面会交流支援を中止します。

## ・面会の継続のための父母の協力

- i 時間についての約束を守ってください。
- ii 監護親は、面会した子供をほめるだけにして、根掘り葉掘り様子を聞かないでください。面会が良くても悪くても子供は疲れています。
- iii 父母ともに、焦らず、あきらめず、粛々と実行してください。
- iv 子供の父母の役割に徹し、元夫婦間の過去の話をしないでください。
- v 父母の意見調整が難しいときには、支援員の判断に従っていただきます。

出典)東京都ひとり親家庭支援センターはあと資料「子供が主人公であるための面会交流のルール」より作成

## ⑤支援内容

「FPIC」での具体的な支援の内容は、双方の親との事前面接、監護親から面会交流の日程候補が提示された後に調整する連絡調整、面会交流の際の付添い、児童の受渡しである。

面会交流場所は、監護親、非監護親双方のニーズや子どもの年齢等を考慮したうえで、「同協議会」が指定した場所で実施している。過去には、公益財団法人児童育成協会が国より委託を受けて運営していた「こどもの城」を実施場所として使用していたが、平成27年2月1日に閉館したため、現在は東京都内の公の公共施設や児童館、公園などを実施場所としている。

支援期間は、原則として申込日から1年間としている。

## ⑥事業の成果、実績

「FPIC」での支援実績については、1ヶ月に1回定期的に「同協議会」へ報告されている。 支援家庭に関しては、以下のような変化が見られるケースがあった。

- ・非監護親との交流により、監護親と子供の関係も改善された。
- ・面会の回数を重ねるうちに、監護親が、面会の時間を自分がリフレッシュできる時間とと らえられるようになり、円滑な交流へとつながった。
- ・父(非監護親)の存在を知ることができた。
- ・1年間の支援を経て、自ら面会を継続できるようになった。

東京都における面会交流支援事業の実績は以下のとおりである。

相談件数に対し、面会交流援助件数が少ない要因としては、事業の利用ではなく、面会交流 そのものに関する相談が多いことや、所得要件や父母間の合意がない等、支援要件を満たして いないケースが多いことが考えられる。

支援実績の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
相談件数 (「はあと」 受付)	355 件	280 件	243 件	251 件
支援計画・事前相談調				
整・面会交流援助等の支	109 件	221 件	273 件	254 件
援を行った件数(①+②)				
①交流支援件数(延べ)	75 件	139 件	153 件	170 件
②面会交流援助件数	34 件	82 件	120 件	84 件
(延べ)				
援助家族数	11 家族	18 家族	19 家族	14 家族

出典) 東京都資料をもとに作成

### ⑦事業実施における課題について

本事業は、双方の親の合意がある場合に、面会を支援するものであるが、離婚前や離婚調停中の父母からの相談や離婚調停に関わっている弁護士からの問い合わせも多くなる傾向にある。具体的内容としては、面会交流をどのように決めていけばよいのか、子供と会わせるべきなのか、面会することが決まっているがどうしたらよいのかなど、面会交流そのものに関する相談も多い。

これらは、受付窓口で対応しているが、一定の経験や専門性が要求される。面会交流支援事業に関しては、事前相談・支援計画書の作成・面会交流援助の実施件数に応じて補助金が定められているため、補助内容には含まれていない面会交流に関する様々な相談への対応が事業実施者としても負担となっており、体制の充実や財政的支援の拡充が必要であると考えている。また、「こどもの城」の閉館により、ある程度自由に遊べる一方で、目が行き届くような施設が少なくなり、適切な面会交流場所の確保が課題となっている。

以上